

-----  
■ 種別 : 個人  
■ 所属等 : 南山大学 経営学部  
■ 氏名 : 山下 忠康  
-----

委員会 御中

いつもお世話になっております。

南山大学の山下です。

3/6に日本証券アナリスト協会にて、草案の概要を伺いました。

質問1から質問10まで特段のコメントはないのですが、  
1点だけ違和感を感じる部分があります。

=====

第三者から入手した相場価格の利用（時価算定適用指針案第18項）  
その他の取扱い（時価算定適用指針案第24項）

上記において「第三者」という用語が出てきますが、

時価算定適用指針案第18項において、

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手  
した相場価格が・・・

というように、第三者を具体的に列挙しています。

ここで、「取引相手の金融機関」を第三者としていることに違和感を  
感じています。取引の相手方は、明確に当事者であり、第三者では  
ありません。これは形式的な問題ですが、このままでよいのか検討が  
必要かと思えます。 以上

=====